

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成15年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
1	特定疾患（重症認定患者含）・小児慢性特定疾患患者（変更）認定申請書、受給証の交付申請	千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱 千葉県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱	郵送での受理は実施しない。	1	平成17年度の制度改正に伴い郵送によることも可能とした。その際には、簡易書留等により配達されたことが証明できることとした。	健康福祉部 児童家庭課
2	町民等から通報された道路等の公共の場所における犬、猫等の死骸の収容	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の愛護及び管理に関する法律第19条の趣旨は、動物の死体が公共の場所に放置されることによって、国民の動物愛護に係る感情などが害されることを抑しようというものであり、本条の規定により、市町村が動物の死体を一般廃棄物として処理することを妨げるものではない。 動物の死体処理については、地域の交通安全及び公衆衛生の確保という点から、地域住民に密接な関係のある事柄であり、迅速かつ適正な処理を実施することが求められることから、今後も市町村の協力をお願いすることが望ましい。	3	平成17年度に「動物の愛護及び管理に関する法律」の見直しが行われたが、当該条文は改正されなかったため、引き続き見直しは困難である。	健康福祉部 衛生指導課
3	地下水の揚水（飲料用としての地下水の揚水が認められていない。東京湾臨海部では地下水の水位も上昇してきており、飲料用程度の使用量であれば規制を緩和しても問題を生じることはないと思われるため、地下水の揚水量基準を緩和し、飲料用として地下水を利用できるようにしてほしい。）	千葉県公害の防止に関する細目協定書	協定を締結していない工場に対しても、上水道が整備された時点で地下水採取を中止するよう（上水道を使用するため）指導している。そのため、協定締結工場のみ基準を緩和することは困難である。	3	地盤沈下対策として地下水揚水を抑制する方針については変わっていない。	環境生活部 環境政策課
4	公害の防止に関する協定(昭和43年締結) (本協定は、成果を上げてきたが、現在は生活型環境問題が課題となっており、このことは、条例・指導要綱等の範囲で運用しても問題が少ないと考えられる。)	公害の防止に関する協定	協定は、産業公害の防止に成果を上げてきたものであり、今後とも本協定が重要な役割を担うものと考えている。	2	本協定は地域の公害の防止に重要な役割を果たしており、今後も地域環境の維持のために必要と考えている。なお、具体的な協定内容は、5年に一度の細目協定の見直しにおいて、環境問題の動向を踏まえ今後も見直しを実施していく予定である。	環境生活部 環境政策課
5	特定施設に関する各種届出（ダイオキシン法）	ダイオキシン法	対面確認（基準の周知、施設構造の図面を見ての確認等）が必要であるため郵送での届出受理は実施できない。	3	環境省において、同法の届出手続として原則持参を示していること、また、対面確認（基準の周知、施設構造の図面を見ての確認等）が必要であるため郵送での届出受理は実施できない。	環境生活部 水質保全課・大気保全課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成15年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
6	地盤沈下を防止するため、地下水の採取量の制限や使用年限が制定されている。	千葉県環境保全条例	多量の地下水の汲み上げが地盤沈下の一因となることは、過去の経緯からも明らかである。地盤沈下が沈静化しているのは、法や条例による規制効果によるところが大きく、現状の取水制限を維持する必要がある。 また、現在の許可施設のほぼ全てが暫定施設となっている以上、なるべく短い周期で地下水以外の確保状況を確認する必要があるため、使用年限(現行5年)の延長及び撤廃は困難である。	3	平成19年の地盤沈下状況を見ると、沈静化傾向にあるものの18年の状況と比較すると沈下面積が増加している状況である。 また、地下水位についても経年的に大きな変動が見られず、現状の取水制限を維持する必要がある。 また、現在の許可施設のほぼ全てが暫定施設となっている以上、なるべく短い周期で地下水以外の確保状況を確認する必要があるため、使用年限(現行5年)の延長及び撤廃は困難である。	環境生活部 水質保全課
7	水質規制事業(排水基準を他県並みにしてほしい)	・水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 ・千葉県環境保全条例	排水基準の上乗せ条例は、地域の実情に合わせて制定されるもので、他県と一律という考え方ではない。東京湾については、関係都県が独自に環境基準を定めその達成に向けて努力しており、その状況を環境基準の達成率で見ると、14年度東京湾全体で約70%、千葉県で約55%と、いずれもここ十数年横ばいである。排水規制の効果で横ばいを保っている状態であることから、その効果が認められる。よって、規制の緩和は汚染の拡大を招くおそれがある。	3	上乗せ条例は、自然的、社会的条件から判断して、国の一律基準では人の健康を保護し、生活環境を保全することが十分でない認められた地域について、より厳しい基準を定めたものであり、地域の実情に合わせて制定されるもので、他県と一律という考え方ではない。平成18年度の環境基準の達成状況を見ると全国で86.3%であるのに対して千葉県は67.1%と依然と低い状況にある。また、現在の水質はこの上乗せ条例による排水基準により維持されているものであり、規制緩和は汚染の拡大を招くおそれがある。	環境生活部 水質保全課
8	揚水施設設置許可(企業が新規に立地しやすいようランニングコスト削減のため、進出企業が行う井戸による揚水を可能にしてほしい。)	千葉県環境保全条例	多量の地下水の汲み上げが地盤沈下の一因となることは、過去の経緯からも明らかである。以前より沈静化しているとはいえ、現時点でも沈下の傾向はみられること、また、地下水かん養対策の観点から引き続き規制を行う必要がある。	3	平成19年の地盤沈下状況を見ると、沈静化傾向にあるものの18年の状況と比較すると沈下面積が増加している状況である。 以前より沈静化しているとはいえ、現時点でも沈下の傾向はみられること、また、地下水かん養対策の観点から引き続き規制を行う必要がある。	環境生活部 水質保全課
9	水質汚濁防止法の特定施設設置等の届出		対面確認(基準の周知、施設構造の図面を見ての確認等)が必要であるため郵送での届出受理は実施できない。	3	対面確認(基準の周知、施設構造の図面を見ての確認等)が必要であるため郵送での届出受理は実施できない。	環境生活部 水質保全課
10	指定地域内事業場の設置者の汚濁負荷量の測定手法の届出		対面確認(基準の周知、施設構造の図面を見ての確認等)が必要であるため郵送での届出受理は実施できない。	3	対面確認(基準の周知、施設構造の図面を見ての確認等)が必要であるため郵送での届出受理は実施できない。	環境生活部 水質保全課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成15年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
11	特定施設の設置の届出、構造等の変更の届出		対面確認(基準の周知、施設構造の図面を見ての確認等)が必要であるため郵送での届出受理は実施できない。	3	対面確認(基準の周知、施設構造の図面を見ての確認等)が必要であるため郵送での届出受理は実施できない。	環境生活部 水質保全課
12	合併浄化槽の設置に伴う公共水路等への放流先についての意見書作成(申請地へ行き、放流経路の確認を行い、意見書を作成している。)	千葉県浄化槽取扱指導要綱の施行に伴う事務取扱	市町村の意見を聞き、事務取扱の検討・見直しを行う。当該事務は、千葉県浄化槽取扱指導要綱の改正と併せて変更する予定であったが、平成17年度に浄化槽法及び政令の改正が予定されており、指導要綱はこれを受けて改正する必要があるため、指導要綱に付随する事務取扱についても同様の扱いとする。	2	千葉県浄化槽取扱指導要綱については、条例等の整備方針(H17.1.1施行)に基づき内容の大幅な見直しが必要になったことから、平成20年度においても引き続き改正を検討中である。改正は平成22年度を予定しており、指導要綱に付随する事務取扱も同時期に改正する予定である。	県土整備部 建築指導課 環境生活部 水質保全課
13	自然保護指導員の業務報告書を取りまとめ、県民センター又は県民センター事務所に報告(自然公園の区域手続については、県が行うこととなっている。)		自然保護指導員の業務は市町村の業務と密接にかかわるものが多く、情報を共有するという点において、市町村が報告書を経由することが望ましい。自然保護指導員の業務報告は市町村へ情報を提供しているという点において、寄与している面が多く、市町村の環境行政の推進にもプラスに作用していると考えられる。	3	自然保護指導員の業務は、市町村の業務と密接な関係があることから、市町村長の推薦に基づき知事が委嘱している。業務報告が市町村を経由することにより、情報が共有され市町村の環境行政の推進にも寄与しているものと考えられる。	環境生活部 自然保護課
14	無利子融資制度の企業範囲の拡大(原則:製造業20人以下、商業・サービス業5人以下の小規模企業者等を対象としている。)	設備資金貸付制度	対象企業範囲の拡大については実施しない。「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づき、小規模事業者に対し貸し付けるものである。	3	小規模企業者等設備導入資金助成法で定められているため、対象企業範囲の拡大については実施しない。	商工労働部 経営支援課
15	旅行者及び旅行者代理業の登録等申請		郵送での受理は実施しない。	3	登録申請の際に、申請者からヒアリングを行うため、持参を要件とする。	商工労働部 観光課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成15年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
16	宅地造成工事規制区域の指定見直し(区画整理が完了した区域など現時点では規制する必要が無いと思われる区域が相当範囲含まれ、指定の見直しが必要)	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域は宅地造成に伴い災害が生ずる恐れのある市街地又は市街地になろうとする土地を対象として災害の未然防止のため指定するもので、区画整理が完了したからといってただちに全域が規制の必要のない区域になるわけではない。指定の解除にあたっては、解除しても安全であることを明確にする必要があり、特に自然的条件については地形、地質等の地盤の特性に関する事項であり、造成によって変化するものではない。宅地保全是人命に係る事項であり、今後、土地利用が変更されないとの保証はなく、指定解除は適当でない。又、穴抜きの解除することも困難である。	3	左記と同じ理由から、見直しを実施しないこととした。	県土整備部 都市計画課
17	市街化調整区域内の開発行為(県の制度では、市街化調整区域内における大規模な商業系の開発行為等が禁止されている。)	都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例	都市計画法第34条8号の4の規定により、開発区域周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、市街化区域で行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為については、条例で目的又は予定建築物を限って許可対象とすることができるとされている。 また、都市計画法第34条8号の2の規定により、市街化調整区域の地区計画区域においてその内容に適合する開発行為については許可することができるとされている。商業施設は一般的に市街化を促進するおそれが強い施設であり、市街化区域に立地が著しく困難な施設ではなく、むしろ積極的に市街化区域へ誘導すべきと考えられる。	3	大規模な商業施設は交通や人の集中を生じさせるものであるため周辺の市街化を促進するおそれがあり、かつ都市計画区域の都市構造を大きく変えることから、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域においては大規模商業施設が立地することは適切ではないと考えられ、見直しは困難である。	県土整備部 都市計画課
18	駐車場等の管理施設の規制	駐車場等の管理施設の規制	駐車場等の屋外施設については営業活動又は事業活動を目的としない防犯管理上必要な管理棟については、開発審査会の議を経て許可対象としている。	3	市街化調整区域における駐車場等の屋外施設の立地については、営業活動又は事業活動を目的としない防犯管理上必要最小限の管理棟については、開発審査会の議を経た上で開発許可の対象として運用している。	県土整備部 都市計画課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成15年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
19	開発行為の許可手続(手続に要する時間の短縮)		開発行為の許可申請の審査は都市計画法の規定に基づく必要な審査をできる限り短期間で行うべく、行政手続法に基づき標準処理期間を定めて運用している。また、事業が手戻りなく円滑に進むことが重要なことから、許可にあたっては関係機関との調整を行っている。主な調整先としては所轄地域整備センター・整備事務所及び事業に関連する関係法令所管課である。参考：標準処理期間・29条許可(5ha未満：70日(市街化調整区域以外は55日))	3	左記と同じ理由で、見直しを実施しないこととした。	県土整備部 都市計画課
20	入札参加資格審査申請	建設業一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加者の資格等(告示)	検討の結果、審査項目の削減は困難なため、添付書類は現状維持とするが、平成17年度受付分から電子申請が導入されるため、申請者は来庁の必要がなくなり、負担が軽減される(添付資料は郵送)。	3	再検討の結果、入札参加資格審査においては企業を適切に評価することが重要なことから審査項目の削減は困難であり、経営事項審査における審査済の事項や業務進行管理システムのデータベースなどにより確認できる事項については企業からの提出書類を不要とするなど手続きの簡素化を図った。さらに、平成17年度受付分から電子申請を導入し、申請書類を郵送にしたことにより、申請者は来庁の必要がなくなり、負担が軽減された。	県土整備部 建設・不動産業課
21	工業団地内の道路整備(工業団地内の道路整備を簡単な手続で市町村に引き受けさせている。)		開発事業者は道路の最終管理者とはなりえないことから、道路等公共施設の最終管理者を決定した上で、事業に着手している。引継ぎに当たっては、道路法に基づく認定行為が必要なことから、道路台帳を作成するとともに、最終管理者と現場確認を行って合意の上で引継ぎをしている。	3	県道には厳密な認定要件があるため、工業団地内の道路は通過する幹線道路を改良する場合を除き県道認定することができない。市町村道路には認定要件がないため、一般的に工業団地内道路の最終管理者は市町村としている。市町村道の認定には市町村議会の議決が必要であり、その前段階として審査組織を設置していることが多い。市町村が管理を引き継ぐ要件として、底地所有権の寄付、道路台帳を整備するために必要な境界確定・測量図作成、市町村が定める基準を満たす道路仕様(幅員、舗装、側溝など)を条例、要綱等で定めていることが多い。市町村が引継ぎを受けない道路は私道(建築基準法の位置指定道路等)として開発者が管理を継続することとなる。私道(私有地)の場合、上下水道、ガスなどのインフラ整備が難しくなることがある。また、団地の分譲後に管理水準が低下することもある。市町村引継ぎの要件を簡素化すれば開発者の負担は減るが、市町村の追加財政負担については納税者の負担が増えることとなるため、認定の基準が市町村ごとに異なることはやむをえない。	県土整備部 道路環境課
22	市内県道等の管理(国道バイパス・県道の街路樹の管理を行っているが、植樹帯除草及び低木剪定の費用として年間約300万円を負担している。道路法第13条及び第15条により県が行うべきである。)	道路法	道路の植栽については、地元市町村と協議のうえ、維持管理を引き受けってもらうことを前提条件に植樹を行っているところである。	3	道路環境施設等道路施設として必要な施設以外は積極的に整備はしておらず、道路の植栽は地域のイメージアップと活性化に寄与することから地元市町村に協力を求めている。	県土整備部 道路環境課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成15年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
23	通行許可の許可期間の迅速化（特車通行許可（総重量20tを超える車両）まで24日を要する。許可期間を早くしてほしい。）		特殊車両の通行許可にかかる処理期間は千葉県行政手続条例により25日と定められている。これには他の道路管理者との協議に要する期間は含まれないが、特殊車両申請のほとんどの場合、申請経路に多くの道路管理者の道路を含んでいる。そのため、この標準処理期間のほか、さらに協議に要する期間も必要となるケースが多い。協議にあたっては、受け付けた窓口担当者が各道路管理者あてに意見照会をし、その照会を受けた側で審査に要する時間がかかることになる。そして、全ての道路管理者の回答がそろった時点で許可書類をまとめることとなる。このため、これまでの処理期間を短縮することは困難である。	2	前回処理期間の短縮は困難であるとしたが、その後の状況の変化により、検討が必要になっている。理由の一つは、オンライン算定システムの導入である。国道事務所等では、処理期間が大幅に短縮され、概ね2週間以内で処理されている。千葉県では紙ベースでの申請のため、概ね3週間で処理している。また、平成6年9月14日建設省の通知「特殊車両の通行許可に係る標準処理期間の基準について」で、新規申請及び変更申請については3週間、更新申請については2週間とする定められている（あくまでもこの通知は参考を示したものである）。このことから、標準処理期間を21日に短縮する方向で検討をすることが望ましい。ただし申請件数の増加や他と道路管理者の協議回答に時間がかかるなどの課題もあることから、平成21年度中に短縮できるか検討したい。	県土整備部 道路環境課
24	企業関係海域での工事に関する海上作業を行う場合、県漁連の工事同意取得の上、実施許可申請を行っている。	港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則	同意書取得については、工事の内容・規模などで決まるものではなく、港湾区域内の水域占用・工事等の行為を行う際、直接利害関係を有する者があるときは同意書の取得を要するものである。	1	港湾区域内の水域占用・工事等の行為を行う際、直接利害関係を有する者があるときは同意を得ることとしているが、県漁連への同意を必須条件としていない。	県土整備部 港湾課
25	土地区画整理事業に係る各種調査（土地区画整理事業施行実態調査、土地区画整理事業台帳データの更新、平成14年度都市計画現況調査等）		各種調査内容については、当該地区の事業の促進を図るため（土地区画整合法第123条）、また、その内容が市町村にとって活用できることを考慮し、統合化に向けて検討する。16年度調査実施までを目標とする。	1	各種調査について統合化に向け、調査の必要性を検討し、土地区画整理事業台帳データの更新等一部の調査を廃止した。	県土整備部 都市整備課
26	終身建物賃貸借事業の認可（住民基本台帳ネットワークシステムにより住民票添付を不要とする。）	高齢者の居住の安定確保の法律	住民票添付を不要とすることはできない。	1	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の改正（平成17年10月6日）により、許可の申請者に係る本人確認情報について、住民基本台帳ネットワークシステムにより確認できる場合、住民票の提出が不要となった。	県土整備部 住宅課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成15年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
27	工業用水の基本水量（契約水量）の見直し（使用量に応じた基本水量（契約水量）としてほしい。）	千葉県工業用水道条例	工業用水道事業は、企業からの需要申込水量に基づき施設建設等を行い、建設・維持管理費用を料金収入でまかなうことにより成り立っている。一部の企業から要望のある基本水量（契約水量）の見直しについて減量を認めた場合、減量される水量に見合う料金収入が減収となり、その減収分を他の受水企業が負担することになり、負担増となる受水企業の同意を得ることができないため、実施は困難である。 なお、今後も工業用水道事業者として、経営状況説明会等で、個々の受水企業の実情や事業の課題について、受水企業の意見を聞く等して検討したいと考えている。	3	・工業用水道事業は、企業からの需要申込水量に基づき施設建設等を行い、建設・維持管理費用を料金収入でまかなうことにより成り立っている。一部の企業から要望のある基本水量（契約水量）の見直しについて減量を認めた場合、減量される水量に見合う料金収入が減収となり、その減収分を他の受水企業が負担することになり、負担増となる受水企業の同意を得ることができないため、実施は困難である。（前回と同じ） ・企業からの要望を踏まえ、現行の「責任使用水量制」に加え、新たに、水の使用量を料金の算定に反映させる方式を取り入れた「二部料金制」を設け、そのいずれかを企業が選択することができる「料金選択制」の導入を予定している。	企業庁管理課
28	工業用水の水質基準（夏季には工業用水の水質の悪化により配管につまりが発生する。また、電気伝導率の上昇により純粋製造装置の能力低下が生じている。水道基準の変更について、濁度基準を「5」程度に、また、3項目に「電気伝導度」を加えることを要望する。）	千葉県工業用水道条例	工業用水使用者に求められる水質は、業種・使用目的により異なるが、水質基準は原水の水質状況や全体の使用用途等を勘案し、効率的・経済的見地から供給水質を定めたものである。夏季を中心とした藻類等の混入による配管のつまりについては、現有施設での水処理強化や情報提供等を行うための指標を平成16年度中を目途に作成する。電気伝導率の処理については限定水量対象の高度な処理であることから、使用する企業での対応が望ましい。また平成15年度末に実施したアンケート調査結果を参考に、よきめ細かな情報提供に努める。	3	工業用水使用者が求める水質は、業種・使用目的により異なるが、水質基準は原水の水質状況や全体の使用用途等を勘案し、効率的・経済的見地から供給水質を定めたもので、工業用水使用者がそれぞれ使用目的に合わせて水処理するのが基本的な考え方である。 千葉県工業用水道は河川の下流部等から取水しているため、良好な原水水質とは言えない状況にある。 このため、夏季のプランクトン繁殖時や冬季の汚水性バクテリアの繁殖による配管詰まり等が発生することがあるが、発生時には、浄水場での凝集剤の注入率を上げた水処理の強化や配水管内の異物を除去する等の対応を行っているところである。 電気伝導率の処理については、限定水量対象の高度な処理であることから、使用する企業での対応をお願いしているところである。 なお、企業が必要とする水質情報については、毎月速報として各浄水場の水質データをホームページに掲載すると共に、水質急変時には必要な企業にデータ提供を行ってきたところである。今後も原水の水質の変化に的確に対応し、安定水質の維持に努めるとともに、きめ細かな情報提供に努めてまいりたい。	企業庁施設課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成15年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
29	埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等（法令の根拠がなく、通知のみで行われている。職員の人件費はもとより、開発事業者に負担をかけないために、試掘や確認調査に関わる重機代等も負担しているが、根拠の乏しい支出である。）		埋蔵文化財の保護・管理に係る市町村の役割については、文化財保護法第3条・57条の4及び地方自治法第2条第3項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号に定められているところである。国民共有の財産である文化財の保護は、国・県・市町村それぞれの役割等は定められていないが、三者一体となって保護にあたる責務があることから、埋蔵文化財の本発掘調査以前に実施される試掘及び確認調査に係る経費に関しては公費負担を原則としている。これらに係る経費の一部については、従前より埋蔵文化財緊急調査助成事業（国庫補助事業）及び不特定遺跡発掘調査助成事業（県補助事業）により、市町村を補助事業者とした助成制度が措置されており、国・県・市町村で応分の負担を行っている。	3	埋蔵文化財の保護・管理に係る市町村の役割については、文化財保護法第3条・95条及び地方自治法第2条第3項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号に定められているところである。現在のところ関係法令には変更はない。国民共有の財産である文化財の保護は、国・県・市町村それぞれの役割等は定められていないが、三者一体となって保護にあたる責務があることから、埋蔵文化財の本発掘調査以前に実施される試掘及び確認調査に係る経費に関しては公費負担を原則としている。これらに係る経費の一部については、従前より埋蔵文化財緊急調査助成事業（国庫補助事業）及び不特定遺跡発掘調査助成事業（県補助事業）により、市町村を補助事業者とした助成制度が措置されており、国・県・市町村で応分の負担を行っている。すでに定着しており、事業者負担を軽減している。	教育庁文化財課